

大学院健康データサイエンス研究科
履修要項

2026 年度



順 天 堂 大 学

2026/4/1 改訂版

目 次

I. <u>設置の趣旨と人材養成の目的</u>	P. 1
II. <u>ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー</u>	P. 3
III. <u>履修について</u>	
1. 大学からの連絡・各種手続き・照会について	P. 6
2. シラバスについて	P. 6
3. 学期について	P. 6
4. 授業について	P. 6
5. 休講・補講について	P. 7
6. 履修登録について	P. 7
7. 履修中止申請について	P. 8
8. 再履修について	P. 8
9. 欠席について	P. 8
10. 合理的配慮について	P. 8
11. 成績および単位授与・認定について	P. 9
IV. <u>博士前期課程 (M)</u>	
1. 修了要件	P. 11
2. 履修科目一覧・カリキュラムマップ	P. 12
3. 履修モデル	P. 14
4. 修士論文に関連するスケジュール	P. 15
V. <u>博士後期課程 (D)</u>	
1. 修了要件	P. 16
2. 履修科目一覧・カリキュラムマップ	P. 16
3. 履修モデル	P. 18
4. 博士論文に関連するスケジュール	P. 19
5. 博士学位申請について	P. 19

VI. <u>学籍・学費・諸手続きについて</u>	
1. 学籍上の氏名と住所等について.....	P. 20
2. 学生証について	P. 20
3. 休学について	P. 21
4. 復学について	P. 21
5. 退学について	P. 21
6. 除籍について	P. 21
7. 学費について	P. 22
8. 感染症による体調不良時の連絡について.....	P. 23
9. 事務室窓口業務時間について.....	P. 23
VII. <u>研究等倫理審査申請について</u>	P. 24
VIII. <u>諸規定・要項等</u>	
1. 順天堂大学大学院学則	P. 25
2. 順天堂大学大学院健康データサイエンス研究科規程.....	P. 37
3. 順天堂大学学位規程	P. 41
4. ヘルシンキ宣言	P. 48
5. 順天堂大学動物実験等管理規則.....	P. 55

I. 設置の趣旨と人材養成の目的

1. 設置の趣旨

学校法人順天堂は、天保9年、学祖・佐藤泰然が江戸・薬研堀に開設した西洋医学塾に端を発し、その後、時代の変遷を先人達の熱意と使命感をもって乗り越え、日本の医学・医療分野の発展に指導的な立場で貢献してきた。

本学の学是は「仁」である。「人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心。これ即ち仁」。また理念を「不断前進」としている。豊かな人間性と高い倫理観を持ち、最善の医療などのサービスを提供するために、現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力を続けることのできる人材を育成することを目指している。この学是と理念は、自由な競争環境にこそ活気ある教育研究活動が展開されるという建学の精神を伝承し、全くといってよい程に学閥がなく、優秀であれば国籍、性別、出身校を問わず任用するという学風「三無主義」を確立している。順天堂に集う者すべてが、この学風を理解し享受し、自己研鑽、競争原理及び相互信頼の基に順天堂人としての連帯感が涵養され、教育研究臨床活動を着実に実践している。

本学は、5大学院研究科9学部6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として、医学・看護・保健・スポーツ・グローバル社会・データ科学等を担う人材を育成し、専門性を活かした教育研究臨床活動を展開して人々の生命や健康を支え、社会の発展に貢献することを目指している。

2. 養成する人材像

【博士前期課程 (M)】

博士前期課程 (M) の教育課程では、1階部分として、データサイエンスの基本となる統計学を重視するとともに、各分野領域においてIT人材及びデジタル人材として活躍するための知識と技術を身につけるため、機械学習や分散データ処理技術など、コンピュータサイエンスを教育基盤とする。2階部分として、応用統計、高次コンピュータサイエンス、サイバーセキュリティ、バイオメカニクスなどの高次の教育研究を行い、データサイエンスの専門人材を育成する。

具体的には、AIで生じるエラーを過誤できない健康分野において、AIの正誤を判断できるなど、解剖学や生理学等の健康・医療に関する基礎を身につけ、AIやデータ分析に長けた人材「健康データサイエンティスト」の育成を目指す。健康分野は今後の社会での更なる発展が望まれる分野で、これらの専門家はデータサイエンスの技術を用いて健康情報を解析し、医療や公衆衛生の改善に活用するだけでなく、Software as a Medical Device (SaMD)と呼ばれる健康AIアプリの開発など新たな産業分野として起業もできる能力を持つことが求められる。また、近年AIを用いたサイバー攻撃のさらなる巧妙化が進んでおり、サイバーセキュリティに対する脅威への認識が高まっており、欧米ではサイバーセキュリティに関する政府発令や立法化の動きが加速している。サイバーセキュリティに関する技術は汎用的であり、各種の産業分野で攻撃・対策技術が共通化されつつある。これらの技術の利用は情報通信業界や金融業界などが先行しているが、健康や医療領域においても例外ではない。電子カルテシステムへのサイバー攻撃や、医療機器へのサイバー攻撃などが発生しており、IoT技術を使った遠隔医療用機器へのサイバー攻撃などが発生すれば生命維持にとって重大なリスクとなり得る。今後、デジタル化された健康及び医療分野が発展するためには、サイバー攻撃によるセキュリティリスクを正しく理解し、対策を行うことができる専門知識とスキルが非常に重要である。特に、ネットワークやIoTなどに対する技術知識は必須のものとなると考えられる。しかしながら、サイバーセキュリティで修得する技術は大変に幅広く、産業界等で即通用する実践力レベルまで、学部教育(4年

間) だけで育成するのが難しく、本研究科でネットワークや IoT などに対する技術知識に関する教育研究を積み、様々な分野に対して汎用的技術を幅広く利活用しサイバー攻撃によるセキュリティリスクと対策を正しく理解する専門的な知識を持つ人材、これらを育成することとする。

【博士後期課程 (D)】

博士後期課程 (D) では、国際社会や地域社会へ貢献する高い意識に基づき、データサイエンスをより深く探究し、創造的に活用することで新たな社会価値を創出することができる国際社会を牽引し、学術的進展に寄与することができる教育者・研究者を育成する。

データアナリティクス領域では、臨床研究や公衆衛生学における研究計画から実際のデータの取得、解析によって得られた結果の解釈まで、研究者としての確固たる研究方法を確立する。コンピュータサイエンス領域では、データサイエンスの高度化に必要なコンピュータサイエンスの知識・技術について修得し、データサイエンスの高度化に必要な並列処理やGPUとそのプログラミング技術、また、AIやビッグデータの高度化、さらに量子コンピュータ等、次世代の技術についても研究し、新たなインターネットの応用技術を創出する。また、日々新たな攻撃手法が開発されるサイバーセキュリティの分野において、対策手法も日進月歩で変化を続けており、様々な視点をもって新たなサイバーセキュリティにおける課題を発見し、その対策を創出することができる能力を修得する。特に、従来機微情報として扱うことが容易ではなかった健康や医療の分野を代表とする、人命にかかわるようなサイバー攻撃に対しての対策立案までも対象とした研究を行う教育者及び研究者を養成する。ヘルスデータサイエンス領域では、医療統計学や身体計測方法等を修得し、得られたデータを分析する手法を身につけ、身体動作のパフォーマンスの向上や高齢者の転倒防止歩行動作の開発、臨床応用医用AIの開発など、自ら新しい応用分野を切り開いていく研究力を修得する。

これらの育成する人材像は、成長分野であるDXをけん引する高度人材 (IT人材) の育成・輩出を理念・目的とする「大学・高専機能強化支援事業 (高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援 (支援2・特例枠))」において選定された本研究科の構想にも一致する。

Ⅱ. ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー

(1) 学位授与の方針 (ディプロマポリシー)

本研究科では、学是である「仁」の精神に基づき、データサイエンスの深くかつ広範な専門的知識と専門的技術を備え、国際社会や地域社会における健康・医療・サイバーセキュリティ分野を含む諸課題の解決のためデータサイエンスを実践的且つ応用的に活用することができる高度情報専門職者と学術的進展に寄与する教育者・研究者を育成する。

(博士前期課程(M))

博士前期課程(M)では、高い倫理観を有し、データサイエンスの高度な理論と技術に基づいて、国際社会や地域社会における健康・医療・サイバーセキュリティを含む諸課題を主体的に発見し、国や地域、産学の垣根を越えて他者と協議し、その解決に向けて貢献する高度情報専門職者を育成する。

- DP 1** データサイエンスの基盤となる統計学及びコンピュータサイエンスの深くかつ広範な専門知識と実践力を備えた人材を育成する。
- DP 2** 医学や医療に関する知識を有し、AI技術やデータ分析に専門的で高度な実践力を備えたデータサイエンティストを育成する。
- DP 3** サイバーセキュリティに関する専門的知識を持ち汎用的に活用することができる人材を育成する。
- DP 4** 先端的データサイエンスの教育研究を実現する新たな教育理論の開発や実践展開ができる教育者・研究者を志向する人材を育成する。

(博士後期課程(D))

博士後期課程(D)では、国際社会や地域社会へ貢献する高い意識に基づき、データサイエンスをより深く探究し、創造的に活用することで新たな社会価値を創出することで新たな社会価値を創出するとともに、国際社会を牽引し学術的進展に寄与することができる教育者・研究者を育成する。

- DP 1** データサイエンスの基盤となる統計学及びコンピュータサイエンスの深くかつ広範な専門知識と実践力に加え、国際レベルの発信力を備えた人材を育成する。
- DP 2** 医学や医療に関する知識を有し、AI技術やデータ分析に専門的で高度な研究力と実践力を持ち、21世紀の高度情報化社会の進展に寄与できるデータサイエンティストを育成する。
- DP 3** サイバーセキュリティの深くかつ広範な専門知識に基づいた実践応用力を備えることに加え、先進的な研究や技術開発により、新たな価値を生み出すことができる人材を育成する。
- DP 4** 新たな知見の創造を目的に、自立して先端的データサイエンス教育研究をより深く探究し、国際社会や地域社会へ貢献するとともに学術的進展に寄与する人材を育成する。

(2) カリキュラムポリシー

健康データサイエンス研究科では、ディプロマポリシーに示す資質・能力を身に付けるために、教育課程を「基盤科目」「専門科目」「研究指導科目」に区分し、それぞれの教育が有機的に連動し、基礎から応用、応用から発展に向けて段階的に関連性を持ち、体系的に学修できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

(博士前期課程(M))

- CP1** 医学・医療・スポーツ等に関するデータを科学する健康データサイエンスの学修及び研究に必要な基礎力を獲得するとともに、それらが持つ社会的意義と役割を理解し、高い倫理観に基づいた総合的・創造的な実践力と研究力を段階的に高めていけるように「専門科目専門基礎科目」の概論科目を配置する。
- CP2** データサイエンティストが具備すべき高度な専門的知識と技術を身につけられるよう「データアナリティクス・コンピュータサイエンス研究領域科目」に統計学、人口知能、コンピュータサイエンスやサイバーセキュリティに関する特論科目を配置する。
- CP3** 健康や医療に関わるデータサイエンティストが具備すべき高度な専門的知識と技術を身につけられるよう「ヘルスデータサイエンス研究領域科目」にバイオメカニクス、画像解析や医療DX・医療AIに関する特論科目を配置する。
- CP4** 健康や医療に関する知識を身につけ、健康や医療領域におけるデータサイエンスの必要性や発展について着実に理解・修得できるように、健康や医療領域に関する多様なデータを収集・加工・分析・解析する知識と技術を修得する科目を「基盤科目」から「専門科目」へ段階的に配置する。
- CP5** 実践力の向上を目指し、学生がグループワークや他機関の研究者等との議論・協働等の中でリーダーシップやチームワークを発揮し、主体的に問題発見から問題解決に取り組む能力を身につけることができるように、1年次及び2年次に「研究指導科目」を教育課程に編成する。また質保証の観点を含め適切な学位審査（論文審査）を実施するため、研究方法を確立する。

(博士後期課程(D))

- CP1** 医学・医療・スポーツ等に関するデータを科学する健康データサイエンスの学修及び研究の開始に必要な知識と技術を獲得し、高い倫理観に基づいた総合的・創造的な実践力と研究力を段階的に高めていくため、教育課程に「基盤科目」を配置する。
- CP2** データサイエンティストが具備すべき高度な専門的知識と技術を身につけられるよう「データアナリティクス」「コンピュータサイエンス（サイバーセキュリティを含む）」「ヘルスデータサイエンス」に関する特講科目を配置する。
- CP3** 実践力の向上を目指し、研究生が国内外の他研究者や連携機関等とのプロジェクト等においてリーダーシップやチームワークを発揮し、主体的に問題発見から問題解決に取り組む能力を身につ

けることができるように、各年次に「研究指導科目」を教育課程に編成する。また質保証の観点を含め適切な学位審査（論文審査）を実施するため、研究方法を確立する。

- CP4** 研究科生が専門力及び研究力に自信を持ち、教育者・研究者として具体的な社会貢献への展望を描き、生涯にわたって研究し続ける姿勢を持てるよう各学年に「研究指導科目」を配置する。研究指導科目「健康データサイエンス特別研究 1～3」では、博士論文審査までに、学術論文を査読付きのジャーナルまたは国際会議に投稿し、受理（アクセプト）されること目指し、国内外問わず研究者として活躍するための知識と技術を確立する。

（3）アドミッションポリシー

本研究科では、高い倫理観と創造力を有し、高度なAI技術やデータ分析の専門的技術を備えた高度情報専門人材及び教育者・研究者として社会の発展に寄与するために、すべての入学者選抜制度に共通して、以下の準備ができていない者を入学者として求めている。

（博士前期課程(M)）

- AP1** 出身学部・専攻は問わないが、医学・医療、工学や理学などの自然科学に関する基礎知識と基礎的な研究能力を有する人
- AP2** 健康データサイエンスの探究を通して、人々の健康に貢献することを求めている人
- AP3** 国際的な視野で知識を獲得し、意欲を持って研究課題に取り組むことのできる人
- AP4** 高い理想を実現するために新たな研究に挑戦する意欲を持っている人

（博士後期課程(D)）

- AP1** 出身研究科・専攻は問わないが、データサイエンスに関する専門的知識と研究を遂行できる学力を有している人
- AP2** 自ら主体的に問題を発見し、課題を解決する能力を持っている人
- AP3** 研究を進めるにあたり必要とされる外国語の能力を持っている人

Ⅲ. 履修について

1. 大学からの連絡・各種手続き・照会について (JUNTENDO PASSPORT)

本学では、休講・補講、教室変更、各種ガイダンスの実施、レポート提出、論文提出、学生呼び出しなどの諸連絡は、**JUNTENDO PASSPORT (J-PASS)** を通じて行います。

J-PASSは学生生活をサポートするための統合ポータルサイトです。大学からのお知らせを通知する掲示板や、履修登録、課題・アンケートの提出、住所変更申請、シラバス・成績照会など学生生活に関わる情報を扱っています。

単位取得や修了要件に関わる大事な情報の掲載や、至急のお知らせをする場合があります。J-PASSを見落としがために不利益を被ることがないように、必ずこまめに確認してください。メールアドレスを設定しておけば、新たな情報が掲載された際に携帯電話やスマートフォンに通知させることもできます。

詳細は、ガイダンス時に配布する「JUNTENDO PASSPORT学生用利用ガイド」を確認してください。

※J-PASS利用のためのID・パスワードは入学時に全員に発行します。パスワードは変更せず、大学院修了まで大切に保管してください。パスワードの再発行には2週間ほどかかります。

2. シラバスについて

シラバスには、それぞれの科目の「授業の概要」「受講生の到達目標」「成績評価方法」「授業時間外の学習」等の内容を掲載しています。受講登録を行う前や授業を受ける前には、内容を確認してください。

3. 学期について

1年間の授業は前期(4月1日～9月30日)と後期(10月1日～翌3月31日)に大きく分かれ、15週・通年30週の授業を実施しています。

学期	開講期間
前期	4月1日 から 9月30日まで
後期	10月1日 から 翌年3月31日まで

※実際の授業実施日は、年度によって若干変更されます。

4. 授業について

本学では、基本的に月曜日から金曜日の間に授業を実施します。ただし、集中講義や暦の関係で不足する曜日の授業は、他の曜日に授業を行う場合があります。

(1) 授業の開講形態

開講形態	説明
通年	1年間を通して開講する授業
前期	前期 Semester に開講する授業
後期	後期 Semester に開講する授業

集中講義	週2回以上開講する授業 (授業期間外や土曜日などを利用して短期間に集中して開講します。)
------	---

(2) 授業時間

時限	授業時間 (90分)
1	9:00~10:30
2	10:40~12:10
3	13:10~14:40
4	14:50~16:20
5	16:30~18:00
6	18:10~19:40

5. 休講・補講について

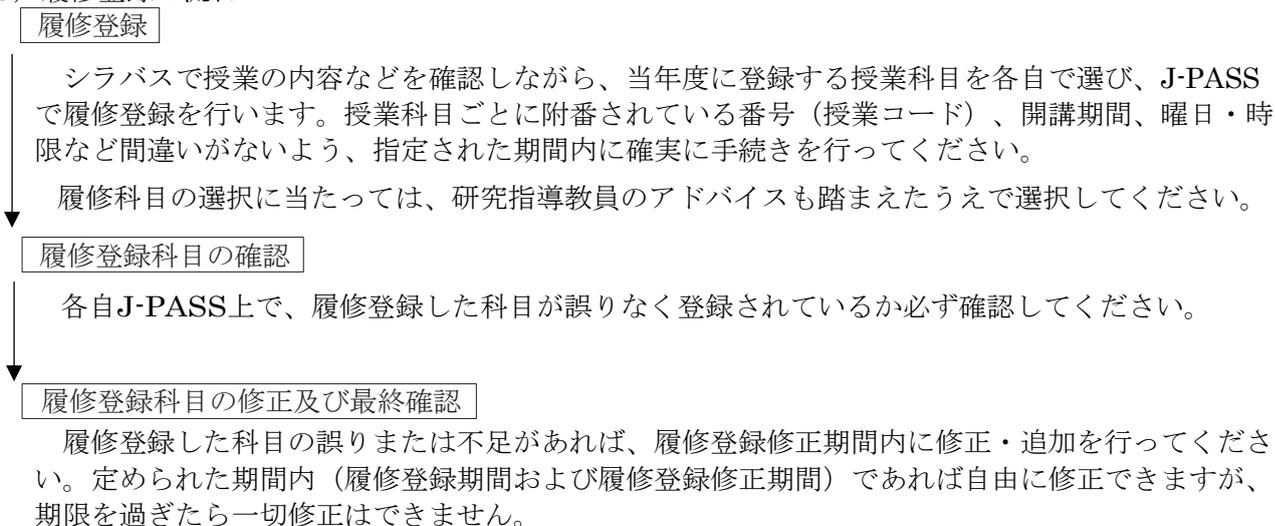
授業担当教員が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として補講を行います。休講・補講の情報はJ-PASSで確認してください。

6. 履修登録について

単位を修得するためには、履修したい（または履修しなければならない）授業科目を登録（履修登録）する必要があります。登録はJ-PASSを通じて行います。

この手続きを怠ると受講できません。

(1) 履修登録の流れ



(2) 履修登録における注意事項

- 履修登録をしていない授業科目は、受講ならびに成績評価を受けられず単位を修得することができません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、評価のいかんに関わらず、取り消し、再度履修登録することはできません。
- 後期開講科目も忘れずに、毎学年度始めにもれなく実施してください。
- 「選択科目」の登録の際、特に後期開講科目については、前期開講科目での不合格のことも考慮し、余裕をもって登録してください。

7. 履修中止申請について

履修中の科目について、履修登録確認・修正期間（前期：4月／後期：10月）を過ぎてから、病気等やむを得ない理由により、学期の途中で履修を継続することが困難となった場合、履修中止を申請することができます。

(1) 申請可能な事由

- ・ 病気・怪我による長期入院のため出席困難となった場合
- ・ 履修登録時に開講日が未定、もしくは登録後の開講日変更により出席困難となった場合
- ・ 集中講義科目
- ・ 勤務シフトの変更、長期出張、転勤等の業務都合により出席困難となった場合
- ・ その他、研究科長が特に履修中止の事由に値すると認めた場合

(2) 申請手続きおよび提出期限

- ・ 履修を中止したい事由が発生した場合、速やかに履修中止申請書に必要事項を記入し、内容を証明する書類を添えて事務室へ提出して下さい。提出期限は、当該授業最終回開始前までとします。
- ・ 申請手続きは原則として学生本人が行います。ただし、入院や長期出張等で本人が来課できない場合に限り、代理人の申請も認めます。また、やむを得ない事情により提出期限内に提出できない場合は、あらかじめ事務室まで相談してください。

(3) 履修中止申請した科目の取扱い

- ・ 履修中止が認められた科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験の受験、単位の修得は認められません。
- ・ 履修中止が認められた場合、当該科目はGPA（※）の算出対象とはならず、成績証明書には科目名も成績も記載されません。

（※）GPAの説明はP.9 をご参照ください。

8. 再履修について

単位を修得していなければ1度履修した科目でも再び履修登録することが可能です。

9. 欠席について

本学には公欠の制度はありません。授業の欠席の取り扱いについては、授業担当教員に一任されています。欠席の場合は必ず授業担当教員に連絡・相談して下さい。

10. 合理的配慮について

大学での授業や試験等に参加することが、病気や障害などにより難しい場合には、学生のみなさんと大学で、実施可能な範囲で対応策を相談することができます。

詳しくは以下のHP（日本学生支援機構）を参考にしてください。

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/kiso/kiso1_4.html

合理的配慮について相談したい学生は、指導教員に相談していただくことができます。

合理的配慮の申請には、診断書などの証明のための書類提出が必要です。

1.1. 成績および単位授与・認定について

(1) 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は、評価のいかんに関らず、取り消したり、再度履修登録したりすることはできません。

【成績表示】

評価	素点	GP	評価基準	指標
S	100-90	4	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。	合格
A	89-80	3	到達目標を十分に達成している。	
B	79-70	2	到達目標を相応に達成している。	
C	69-60	1	到達目標の最低限は満たしている。	
D	59-0	0	到達目標の最低限の水準を満たしていない。	不合格
F	-	0	受験資格なし（出席不足）	-
W	-	対象外	履修中止申請を行い、承認されたもの。	-
/	-	対象外	評価保留（課題未提出のもの）	-

- ①「S」「A」「B」「C」を合格とし、所定の単位を付与します。
- ②「D」「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知書にのみ記載され、成績証明書には記載されません。
- ③履修中止が認められた科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験の受験、単位の修得は認められません。

(2) 成績発表

授業科目ごとの判定結果は、J-PASSから確認できます。

(3) GPAについて

GPAとはGrade Point Averageの略称であり、成績評価を数値化したものです。4.0～0.0という数字で表され、この数値が高いほど優秀な成績を修めていることになります。

【GPA算出式】

$$\text{GPA (履修科目の成績評価の平均を示す値)} = \frac{\text{(履修した授業科目の単位数} \times \text{GP) の合計}}{\text{総履修単位数}}$$

※GPは上記の【成績表示】の評価によって決まります。

履修登録した科目は、所定期間内に履修中止手続きをしない限りGPAの対象となります。安易な履修放棄はGPAの低下につながります。（成績評価「F」も分母に含まれます。）

(4) 成績評価の確認及び異議申し立て

成績評価と自己評価との間に齟齬があり、成績評価が以下に該当すると判断した場合は、成績評価の確認及び異議を申し立てることができます。単に興味本位で申請することは控えてください。

- 1) 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りであると思われるもの
- 2) シラバス又は授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から著しく逸脱した評価であると思われるもの
- 3) その他合理的又は客観的な根拠があるもの

① 成績評価の確認方法

成績評価と自己評価との間に齟齬がある場合は、まず、定められた期間内に「成績評価確認願」を事務室窓口に提出してください。

② 成績評価の確認に対する検討結果の通知

「成績評価確認願」を提出した学生には、定められた期間内に、検討結果を通知します。

③ 成績評価に対する異議申し立ての方法

成績評価確認願の交付を受けた後、その内容になお疑義がある場合は、定められた期間内に「成績評価に関する異議申立書」を事務室窓口に提出してください。

成績発表～成績評価確認及び異議申し立てに関するスケジュール等については、J-PASSよりご連絡します。

IV. 博士前期課程 (M)

1. 修了要件

(1) 標準修業年限 2 年 (最長 4 年)

(2) 修了に必要な単位数と要件

科目区分	必修・選択	単位数
基盤科目	必修	3 単位
	選択	4 単位以上
専門科目	選択	専門基礎 4 単位以上 研究領域 11 単位以上
研究指導科目	必修	8 単位
合 計		30 単位以上

博士前期課程 (M)

博士前期課程 (M) の標準修業年限以上在学し、必修科目 11 単位、選択科目 19 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験 (論文発表会) に合格しなければなりません。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとします。

[参考：順天堂大学大学院学則 第 6・8 条]

[4. 修士論文に関連するスケジュール (P. 15) を参照]

2. 履修科目一覧・カリキュラムマップ

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修	選択	単位数	授業形態	修了要件	英語対応		
基盤科目	統計学基礎	1 前		○	2	講義	4 単位以上選択すること	○		
	人工知能概論	1 前		○	2	講義				
	バイオメカニクス概論	1 前		○	2	講義				
	データサイエンティストのための健康・医学概論	1 前		○	2	講義				
	学術英語方法論	1 前	●		1	講義	必修3 単位			
	セキュリティガバナンス概論	1 前	●		1	講義				
	研究倫理（技術倫理を含む）	1 前	●		1	講義				
専門科目	専門基礎	統計学特論	1 後		○	2	4 単位以上選択すること			
		生物統計学特論	1 後		○	2			講義	
		人工知能特論	1 前		○	2			講義	
		ネットワークセキュリティ特論	1 後		○	2			講義	
		医療 DX・AI 特論	1 後		○	2			講義	
		医療情報特論	1 前		○	2			講義	
	研究領域	データアナリティクス・コンピュータサイエンス	ポピュレーションヘルスサイエンス	1 前		○	2		11 単位以上選択すること	
			多変量統計解析特論	1 後		○	2			講義
			遺伝子と多様性のデータサイエンス特論	1 後		○	2			講義
			疫学特論	2 前		○	2			講義
			応用数理特論	1 前		○	2			講義
			計算科学特論	1 前		○	2			講義
			情報可視化特論	2 前		○	2			講義
			分散大規模データ処理特論	2 前		○	2			講義
			高性能データ処理特論	2 後		○	2			講義
			IoTセキュリティ対策特論	2 前		○	2			講義
		サイバーセキュリティ特論	2 後		○	2	講義			
		ヘルスデータサイエンス	データサイエンティストのための健康・医学特論	1 後		○	2			講義
			バイオメカニクス特論	1 後		○	2			講義
			臨床倫理データサイエンス特論	1 前		○	2			講義
臨床医療判断特論	2 前			○	2	講義				
医療経済・医療政策データサイエンス特論	1 前			○	2	講義				
画像解析・画像 AI 特論	1 後			○	2	講義				
研究指導科目	医療 DX・AI 演習	2 前		○	1	演習	8 単位 必修			
	健康データサイエンス特別研究 1	1 通	●		4	演習				
	健康データサイエンス特別研究 2	2 通	●		4	演習				

カリキュラム・マップ

健康データサイエンス研究科健康データサイエンス専攻 (博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	必修 区分	開講 年次	DP1	DP2	DP3	DP4
				データサイエンスの基礎となる統計学及びコンピュータサイエンスの深くかつ広範な専門知識と実践力を備えた人材	医学や医療に関する知識を有し、AI技術やデータ分析に専門的で高度な実践力を備えたデータサイエニストを育成する。	サイバーセキュリティに関する専門的知識を持ち汎用的に活用することができる人材を育成する。	先端的データサイエンスの教育研究を実現する新たな教育理論の開発や実践展開ができる教育者・研究者を志向する
基礎 盤 科 目	統計学基礎	選択	1	○	○		
	人工知能概論	選択	1	○	○	○	
	バイオメカニクス概論	選択	1		○		
	データサイエンスのための健康・医学概論	選択	1		○	○	
	学術英語方法論	必修	1	○	○	○	○
	セキュリティカバチオンス概論	必修	1	○	○	○	○
	研究倫理 (技術倫理を含む)	必修	1	○	○	○	○
	統計学特論	選択	1	○	○		
	生物統計学特論	選択	1	○	○		○
	人工知能特論	選択	1	○		○	
	ネットワーケセキュリティ特論	選択	1	○		○	○
	医療情報特論	選択	1		○		
	医療DX・AI特論	選択	1		○		○
	ポピュレーションヘルスサイエンス	選択	1	○	○		○
	多変量統計解析特論	選択	1	○			○
	遺伝子と多様性のデータサイエンス特論	選択	1	○	○		○
	疫学特論	選択	2	○	○		○
応用数理特論	選択	1	○	○		○	
計算科学特論	選択	1	○	○		○	
情報可視化特論	選択	2	○	○		○	
分散大規模データ処理特論	選択	2	○	○		○	
高性能データ処理特論	選択	2	○		○	○	
IoTセキュリティ対策特論	選択	2		○	○	○	
サイバーセキュリティ特論	選択	2		○	○	○	
データサイエンスのための健康・医学特論	選択	1		○		○	
バイオメカニクス特論	選択	1		○		○	
臨床倫理データサイエンス特論	選択	1		○		○	
臨床医療判断特論	選択	2		○		○	
医療経済・医療政策データサイエンス特論	選択	1		○		○	
画像解析・画像AI特論	選択	1		○		○	
医療DX・AI演習	選択	2		○		○	
健康データサイエンス特別研究1	必修	1		○		○	
健康データサイエンス特別研究2	必修	2		○		○	

3. 履修モデル

◎必修

△(※1) 指導教員の指導のもと選択履修 (2科目4単位)

△(※2) 指導教員の指導のもと選択履修 (2科目4単位)

○(※1) 指導教員の指導のもと選択履修 (6科目11～12単位)

○(※2) 指導教員の指導のもと選択履修 (6科目11～12単位)

			データアナリティクス	コンピュータサイエンス	サイバーセキュリティ	ヘルスデータサイエンス	
科目区分	授業科目の名称	単位数	31	30～31	31	30～31	
基盤科目	統計学基礎	2		△(※1)	△(※1)	◎	
	人工知能概論	2	△(※1)			◎	
	バイオメカニクス概論	2	△(※1)	△(※1)	△(※1)		
	データサイエンティストのための健康・医学概論	2	△(※1)	△(※1)	△(※1)		
	学術英語方法論	1	◎	◎	◎	◎	
	セキュリティガバナンス概論	1	◎	◎	◎	◎	
	研究倫理 (技術倫理を含む)	1	◎	◎	◎	◎	
専門科目	専門基礎	統計学特論	2	△(※2)			
		生物統計学特論	2	△(※2)		△(※2)	
		人工知能特論	2		△(※2)	△(※2)	
		ネットワークセキュリティ特論	2	△(※2)	△(※2)	△(※2)	△(※2)
		医療 DX・AI 特論	2		△(※2)	△(※2)	△(※2)
		医療情報特論	2				△(※2)
	データアナリティクス・サイエンス研究領域	ポピュレーションヘルスサイエンス	2	◎			○(※2)
		多変量統計解析特論	2	◎			○(※2)
		遺伝子と多様性のデータサイエンス特論	2	◎			○(※2)
		疫学特論	2	◎			○(※2)
		応用数理特論	2	◎	○(※1)	○(※1)	
		計算科学特論	2		○(※1)	○(※1)	
		情報可視化特論	2		○(※1)	○(※1)	
		分散大規模データ処理特論	2		○(※1)	○(※1)	
		高性能データ処理特論	2		○(※1)	○(※1)	
		IoTセキュリティ対策特論	2		○(※1)	○(※1)	
		サイバーセキュリティ特論	2		○(※1)	○(※1)	

ヘルスデータサイエンス研究領域	データサイエンティストのための健康・医学特論	2	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)	○ (※2)
	バイオメカニクス特論	2		○ (※1)		○ (※2)
	臨床倫理データサイエンス特論	2	○(※1)			○ (※2)
	臨床医療判断特論	2				○ (※2)
	医療経済・医療政策データサイエンス特論	2				○ (※2)
	画像解析・画像 AI 特論	2		○ (※1)		○ (※2)
	医療 DX・AI 演習	1		○ (※1)		○ (※2)
研究指導科目	健康データサイエンス特別研究 1	4	◎	◎	◎	◎
	健康データサイエンス特別研究 2	4	◎	◎	◎	◎

4. 修士論文に関連するスケジュール

修士論文に関連するスケジュール（書類提出を含む）は、以下のとおりです。

学年・時期	内容	提出書類
1年次4～5月	研究倫理教育の受講	研究倫理共通教育プログラム（eラーニングプログラム（eAPRIN））修了証（PDF）
	研究計画書の作成	研究計画書
1年次3月	提議書及び関連書類提出	提議書 （以下の書類は該当する者のみ） 研究等倫理審査対象外認定申請書 研究等倫理審査申請書 動物実験計画書
2年次8～9月	中間発表	
2年次12月	学位申請 修士論文提出	学位審査申請書 修士論文 和文・英文抄録
2年次1～2月	論文審査	
2年次2月中旬	論文発表会（最終試験）	

※提出書類の書式ならびに提出方法については提出時期に改めてご案内いたします。

V. 博士後期課程 (D)

1. 修了要件

(1) 標準修業年限 3 年 (最長 6 年)

(2) 修了に必要な単位数と要件

科目区分	必修・選択	単位数
基盤科目	選択	2 単位以上
専門科目	選択	6 単位以上
研究指導科目	必修	1 2 単位
合計		2 0 単位以上

博士後期課程 (D)

博士後期課程 (D) の標準修業年限以上在学し、必修科目 12 単位、選択科目 8 単位以上、合計 20 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験 (論文発表会) に合格しなければなりません。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2 年以上在学すれば足りるものとします。

[参考: 順天堂大学大学院学則 第 6・8 条] [4. 博士論文に関連するスケジュール (P. 19) を参照]

2. 履修科目一覧・カリキュラムマップ

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修	選択	単位数	授業形態	修了要件	英語対応
基盤科目	統計学特講	1 前		○	2	講義	すること 以上 2 単位 選択	
	人工知能特講	1 前		○	2	講義		
	健康医療情報学特講	1 前		○	2	講義		
専門科目	データアナリティクス特講 1	1 前		○	2	講義	以上 6 単位 選択 すること	
	データアナリティクス特講 2	1 後		○	2	講義		
	データアナリティクス特別演習 1	2 前		○	1	演習		
	データアナリティクス特別演習 2	2 後		○	1	演習		
	コンピュータサイエンス特講 1	1 前		○	2	講義		
	コンピュータサイエンス特講 2	1 後		○	2	講義		
	コンピュータサイエンス特別演習 1	2 前		○	1	演習		
	コンピュータサイエンス特別演習 2	2 後		○	1	演習		
	ヘルスデータサイエンス特講 1	1 前		○	2	講義		
	ヘルスデータサイエンス特講 2	1 後		○	2	講義		
	ヘルスデータサイエンス特別演習 1	2 前		○	1	演習		
	ヘルスデータサイエンス特別演習 2	2 後		○	1	演習		
研究指導科目	健康データサイエンス特別研究 1	1 通	●		4	演習	1 2 単位 必修	
	健康データサイエンス特別研究 2	2 通	●		4	演習		
	健康データサイエンス特別研究 3	3 通	●		4	演習		

カリキュラム・マップ

健康データサイエンス研究科健康データサイエンス専攻 (博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	必修区分	開講年次	DP 1	DP 2	DP 3	DP 4
				○	○	○	○
基礎 専攻 科目	統計学特講	選択	1	○			
	人工知能特講	選択	1	○		○	
	健康医療情報学特講	選択	1		○		
	データアナリテイックス特講1	選択	1	○			○
	データアナリテイックス特講2	選択	1	○			○
	データアナリテイックス特別演習1	選択	2	○			○
	データアナリテイックス特別演習2	選択	2	○			○
	コンピュータサイエンス特講1	選択	1	○		○	○
	コンピュータサイエンス特講2	選択	1	○		○	○
	コンピュータサイエンス特別演習1	選択	2	○		○	○
専攻 科目	ヘルスデータサイエンス特講1	選択	1		○		○
	ヘルスデータサイエンス特講2	選択	1		○		○
	ヘルスデータサイエンス特別演習1	選択	2		○		○
	ヘルスデータサイエンス特別演習2	選択	2		○		○
	健康データサイエンス特別研究1	必修	1	○		○	○
	健康データサイエンス特別研究2	必修	2	○		○	○
	健康データサイエンス特別研究3	必修	3	○		○	○
	研究 科目 指導						

DP 1
データサイエンスの基礎となる統計学及びコンピュータサイエンスの深くかつ広範な専門知識と実践力に加え、国際レベルの発信力を備えた人材を育成する。

DP 2
医学・医療に関する知識を有し、AI技術やデータ分析に専門的で高度な研究力と実践力を持ち、21世紀の高度情報化社会の進展に寄与できるデータサイエンティストを育成する。

DP 3
サイバーセキュリティの深くかつ広範な専門知識に基づいた実践応用力を備えることに加え、先進的な研究や技術開発により、新たな価値を生み出すことができる人材を育成する。

DP 4
新たな知見の創造を目的に、自立して先端的データサイエンス教育研究をより深く探究し、国際社会や地域社会へ貢献するとともに学術的進展に寄与する人材を育成する。

3. 履修モデル

◎必修

○指導教員の指導のもと選択必修

			データアナリティクス 領域	コンピュータ サイエンス 領域	ヘルスデータ サイエンス 領域
科目 区分	授業科目	単位数	20単位	20単位	20単位
科目 基盤	統計学特講	2	◎		
	人工知能特講	2		◎	
	健康医療情報学特講	2			◎
専門 科目	データアナリティクス特講1	2	○		
	データアナリティクス特講2	2	○		
	データアナリティクス特別演習1	1	○		
	データアナリティクス特別演習2	1	○		
	コンピュータサイエンス特講1	2		○	
	コンピュータサイエンス特講2	2		○	
	コンピュータサイエンス特別演習1	1		○	
	コンピュータサイエンス特別演習2	1		○	
	ヘルスデータサイエンス特講1	2			○
	ヘルスデータサイエンス特講2	2			○
	ヘルスデータサイエンス特別演習1	1			○
	ヘルスデータサイエンス特別演習2	1			○
科目 研究 指導	健康データサイエンス特別研究1	4	◎	◎	◎
	健康データサイエンス特別研究2	4	◎	◎	◎
	健康データサイエンス特別研究3	4	◎	◎	◎

4. 博士論文に関連するスケジュール

博士論文に関連するスケジュール（書類提出を含む）は、以下のとおりです。

学年・時期	内容	提出書類
1年次4～5月	研究倫理教育の受講	研究倫理共通教育プログラム（eラーニングプログラム（eAPRIN））修了証（PDF）
	研究計画書の作成	研究計画書
1年次3月	提議書及び関連書類提出	提議書 （以下の書類は該当する者のみ） 研究等倫理審査対象外認定申請書 研究等倫理審査申請書 動物実験計画書
2年次8～9月	中間発表	
3年次8～9月	中間審査	
3年次12月	学位申請 博士論文提出	学位審査申請書 博士論文 和文・英文抄録
3年次12～2月	論文審査	
3年次2月上旬	論文発表会（最終試験）	

※提出書類の書式ならびに提出方法については提出時期に改めてご案内いたします。

5. 博士学位申請について

博士学位申請の条件

- ・博士学位論文として申請できる論文は、申請者の単著あるいは申請者が筆頭著者であり、以下①②のいずれかの条件を満たすものとします。

- ① 査読制度のある雑誌に掲載が決定している学術論文であること。
 - 海外の学術誌または学会雑誌に掲載された、審査規程が明記されている査読付き論文であること、または日本学術会議に登録された学会（日本学術会議協力学術研究団体）が発行する審査規程明記の学会誌に掲載された論文であることが望ましい。
 - 投稿前に、指導教員を通じて事務室へ投稿先の適否を問い合わせ、研究科長より適切であると認められた学術誌・学会雑誌とする。
- ② 研究科委員会で認められた国際会議・国際学会での発表であること。
 - 学位申請の前年度までに事務室から開示する「認定国際会議・国際学会一覧」に掲載された会議であること。
 - 国際会議・国際学会への参加登録前に、当該会議又は学会が学位申請に適用可能か、必ず指導教員へ確認すること。
 - 学位申請時には、国際会議・国際学会の抄録およびプロシーディングスを提出すること。
 - その他の成果物や詳細な手続きについては、別途事務室より案内する。

※授与する学位の名称や審査及び試験の方法その他学位に関する事項は、本学学位規程による（P.41 順天堂大学学位規程を参照）

VI. 学籍・学費・諸手続きについて

1. 学籍上の氏名と住所等について

(1) 学籍について

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は、入学によって発生し、修了、退学または除籍によって喪失します。

(2) 学籍上の氏名

本学が交付する各種証明書等の氏名は、原則として戸籍上の氏名（日本国籍を有しない者については、住民票または旅券（パスポート）に記載のある氏名）に基づいて取り扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。戸籍上の氏名に変更が生じた場合や、氏名変更後も引き続き旧姓使用を希望する場合は、事務室に申し出てください。研究科委員会で審議の上、その使用を認める場合があります。

(3) 住所等の変更手続き

変更箇所があれば、J-PASSで各自修正してください。変更箇所のみ入力してください。また、変更理由を必ず入力してください。

J-PASSで変更できる項目

- ・ 学生連絡先
- ・ 保証人氏名（保証人の変更も可）
- ・ 保証人連絡先

上記以外の変更については、大学院担当共通メールアドレス hds-grad@juntendo.ac.jpまでご連絡ください。

2. 学生証について

(1) 学生証とは

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。在学中は常に携帯してください。

※通学定期券購入用の「シール」は学生証の裏面に必ず貼ってください。シールの貼付がない学生証は無効です。

(2) 学生証の再発行

紛失の際は、事務室にて再発行を申請してください。発行手数料1,000円がかかるほか、再発効までに相応の日数がかかりますので、紛失には十分気を付けてください。

(3) 学籍番号

入学を許可した者に学籍番号を付与します。学籍番号は学生証に記載されますが、試験時、書類提出時、各種証明書の発行時等に必要となりますので、覚えておくと便利です。原則として在籍中も修了後も変わりません。

学籍番号（7桁）の構成

○	○	●	●	◇	×	×
---	---	---	---	---	---	---

- : 健康データサイエンス研究科「95」
- : 入学年度（西暦）の下2桁
- ◇ : 博士前期課程（M）「0」、博士後期課程（D）「5」
- ×× : 個人番号

例) 博士前期課程（M）、2026年度入学、個人番号01の場合、学籍番号は「9526001」となります。

3. 休学について

<参考：順天堂大学大学院学則 第21～24・29条、順天堂大学大学院健康データサイエンス研究科規程 第8条> 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合には、所定の「休学願」（保証人連署）に「休学の必要性を証明する書類」を添えて願い出て、学長の許可を得て休学することができます。

- (1) 休学期間は1年以内とします。ただし、特別な事情がある場合には更に1年以内に限り、その期間を延長することができます。
- (2) 休学期間は在学年数に算入しません。
- (3) 学長が特に必要と認めた者には、休学を命ずることがあります。

4. 復学について

<参考：順天堂大学大学院学則 第22・29条>

休学期間が満了した場合、または休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、所定の「復学願」（保証人連署）をもって願い出て、学長の許可を得て復学することができます。

（復学の理由によっては、証明書類が必要になる場合があります。）

5. 退学について

<参考：順天堂大学大学院学則 第25・29条>

退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）をもって願い出て、学長の許可を得なければなりません。

6. 除籍について

<参考：順天堂大学大学院学則 第26条>

以下のいずれかに該当する者は除籍となり、本学大学院生の身分を失います。

- (1) 死亡または行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 休学期間の上限を超え、(3)の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

7. 学費について

<参考：順天堂大学大学院学則 第26・30条>

(1) 本大学院における学費（年額）は次のとおりとします。

	1年次	2年次以降
入学金	200,000円	—
授業料	575,000円	575,000円
施設設備費	50,000円	50,000円
合計	825,000円	625,000円

(2) 学費の納入方法・納入期日

学費納入案内は、大学に届け出ている本人自宅住所宛に送付します。期日までに金融機関から振り込んで下さい。なお、納入期日は下表のとおりです。

納入する学費	納入期日
1年次の学費	受験日程別に定められた入学手続き期間
2年次以降の学費	4月1日から4月30日まで

(3) 学費の分納について

授業料ならびに施設設備費については、分納（半額ずつ納入）することができます。分納分は別途請求いたします。

(4) 学費未納による除籍について

学費が所定の期日までに納入されず、督促してもなお納入しない者は、学費未納による除籍となります。必ず期日までに納入するようにして下さい。

(5) 奨学金制度

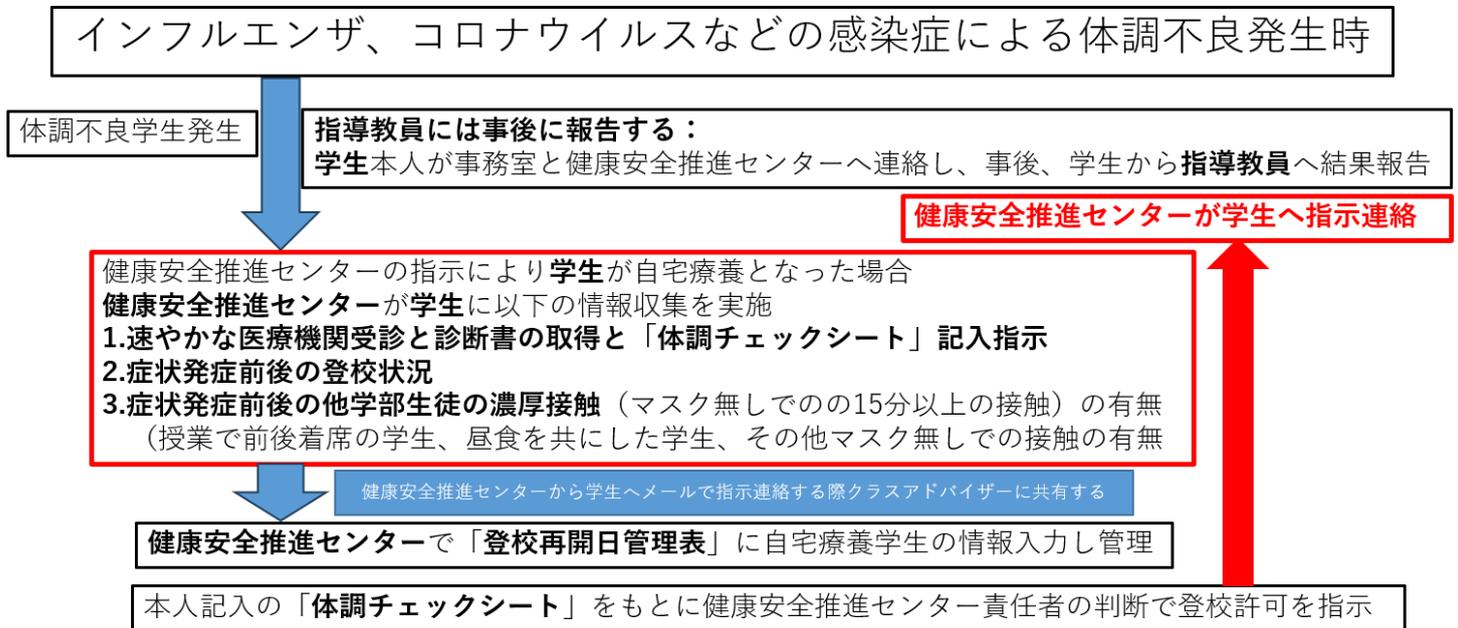
「日本学生支援機構」による奨学金の他、本学出身者、教職員、外国人留学生に対する奨学金制度があります。事務室までご相談下さい。

8. 感染症による体調不良時の連絡について

インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症による体調不良の時には下記のフローのとおり連絡してください。体調チェックシートによる管理を行います。

健康データサイエンス研究科学生の体調管理フローチャート

2025.3.1現在



9. 事務室窓口業務時間について

事務室窓口の業務時間、休業日及び連絡先は、以下のとおりです。

▼受付時間

平日： 9時00分～17時00分

▼休業日

土曜・日曜・祝祭日・年末年始休業期間・創立記念日（5月15日）

▼連絡先

電話番号：047-354-3311（代表）

e-mail：hds-grad@juntendo.ac.jp

問い合わせはメールにてお願いします。履修登録期間等の繁忙期、及び問い合わせの内容等によっては、翌日以降の返信となることもあります。

VII. 研究等倫理審査申請について

<参考：順天堂大学大学院健康データサイエンス研究科研究等倫理要綱・実施規定>

<参考：ヘルシンキ宣言>

<参考：順天堂大学動物実験等管理規則>

研究内容によって、ヒトを対象とする研究や、動物実験を伴うものがあります。それらを実施する場合、あらかじめ審査を受ける必要があります。指導教員の指示のもと、以下の申請書類のうち該当するものを提出して審査を受けてください。

[研究等倫理審査が必要な場合：申請書類]

- ・研究等倫理審査申請書 等（ヒトを対象とする研究等を行う場合）

※書式は別途ご案内します。

- ・動物実験計画書（動物を対象とした実験を行う場合）

※書式が必要な場合は、事務室へお申し出ください。

[研究等倫理審査が不要な場合：申請書類]

- ・研究等倫理審査対象外認定申請書（ヒトや動物を対象とした実験・調査を行わない文献研究の場合）

※書式は別途ご案内します。

VIII. 諸規定・要項等

○順天堂大学大学院学則

改正：令和8年4月1日

第1節 総則

- 1条 順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学、スポーツ健康科学、医療看護学、理学療法学、診療放射線学、国際教養学、健康データサイエンス、臨床検査学、臨床工学及び薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。
- 2 本大学院は、研究科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別に定める。
- 第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。
- 2 本大学院の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。
- 第2条 本大学院に博士課程、前期課程と後期課程を含む博士課程及び修士課程を置く。
- 2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第2節 組織

- 第3条 本大学院に、医学研究科、スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科、国際教養学研究科、健康データサイエンス研究科、医療科学研究科及び薬学研究科を置く。
- 2 医学研究科長は医学部長が、スポーツ健康科学研究科長はスポーツ健康科学部長が、医療看護学研究科長は医療看護学部長が、保健医療学研究科長は保健医療学部長が、国際教養学部長が、健康データサイエンス研究科長は健康データサイエンス学部長が、また医療科学研究科長は医療科学部長が、また薬学研究科長は薬学部長が兼ねるものとし、場合によりこれを分けることができるものとする。
- 第4条 各研究科には、それぞれ次の課程及び専攻を置く。

研究科	課程	専攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士課程	医学専攻
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻
	博士後期課程	
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	
保健医療学研究科	博士前期課程	理学療法学専攻
		診療放射線学専攻
	博士後期課程	理学療法学専攻 診療放射線学専攻
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻
	博士後期課程	
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	健康データサイエンス専攻
	博士後期課程	
医療科学研究科	修士課程	臨床検査学専攻
		臨床工学専攻
薬学研究科	博士課程	薬学専攻

第3節 入学定員及び収容定員

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科		専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学専攻	60名	120名
	博士課程	医学専攻	180名	720名
	合計		240名	840名
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	70名	140名
	博士後期課程		10名	30名
	合計		80名	170名
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	29名	58名
	博士後期課程		12名	36名
	合計		41名	94名
保健医療学研究科	博士前期課程	理学療法学専攻	8名	16名
		診療放射線学専攻	8名	16名
	博士後期課程	理学療法学専攻	4名	12名
		診療放射線学専攻	4名	12名
	合計		24名	56名
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻	5名	10名
	博士後期課程		3名	9名
	合計		8名	19名
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	健康データサイエンス専攻	20名	40名
	博士後期課程		6名	18名
	合計		26名	58名
医療科学研究科	修士課程	臨床検査学専攻	5名	10名
		臨床工学専攻	5名	10名
	合計		10名	20名
薬学研究科	博士課程	薬学専攻	5名	20名
	合計		5名	20名

第4節 修業年限、在学年限、在学期間、学年、学期

第6条 本大学院の修業年限は、次の通りとする。ただし、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合には、次の通り在学年限を延長することができる。

研究科		修業年限	在学年限
医学研究科	修士課程	2年	4年
	博士課程	4年	8年
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療看護学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
保健医療学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
国際教養学研究科	修士課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療科学研究科	修士課程	2年	4年
薬学研究科	博士課程	4年	8年

- 2 修士課程の在学期間は、前項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士課程の在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 博士前期課程における在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士後期課程における在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。
- 7 学年を次の学期に区分する。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

8 1年間の授業日時数は、各研究科において毎年度研究科長が定める。

第6条の2 研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、在学年限の範囲内とする。

3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の3 修士課程及び博士前期課程における修業年限は、第6条第1項にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、1年以上2年未満の期間とすることができる。

2 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分とその修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

研究科、専攻又は学生の履修上の区分	修業年限	在学年限
スポーツ健康科学研究科 博士前期課程	1年	2年
スポーツ健康科学専攻 1年制コース		

第5節 授業科目・系及び履修方法

第7条 医学研究科修士課程医科学専攻における授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

2 医学研究科博士課程医学専攻における専攻系は次の通りとし、授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

専攻	系
医学専攻	環境と人間 人体の生命機能 人体の再生・再建 寄付講座

3 スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科、国際教養学研究科、健康データサイエンス研究科、医療科学研究科及び薬学研究科における授業科目は、順天堂大学大学院各研究科規程の定めるところによる。

第8条 授業科目・系の履修方法及び修了要件は、次の通りとする。

- (1) 医学研究科修士課程においては、所要科目を履修して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (2) 医学研究科博士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。副科目及び選択科目の履修については、あらかじめ主科目担当教授の指導を受けなければならない。
- (3) スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査

及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

- (4) スポーツ健康科学研究科博士後期課程においては、必修科目8単位、選択科目2単位以上、合計10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (5) 医療看護学研究科博士前期課程においては、共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上及び演習・研究指導から必修4単位を含み8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (6) 医療看護学研究科博士後期課程においては、必修14単位、専門科目から4単位以上、合計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (7) 保健医療学研究科博士前期課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (8) 保健医療学研究科博士後期課程においては、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (9) 国際教養学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (10) 国際教養学研究科博士後期課程においては、必修科目18単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
 - (11) 健康データサイエンス研究科博士前期課程においては、必修科目11単位、選択科目19単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (12) 健康データサイエンス研究科博士後期課程においては、必修科目12単位、選択科目8単位以上、合計20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (13) 医療科学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (14) 薬学研究科博士課程においては、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 その他履修方法の細目は、別に定める。
 - 3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他研究科又は他の大学院の許可を得て、学生に当該研究科又は他の大学院の授業科目を履修させることができる。
 - 4 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することがある。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とし、在学年数に算入する。ただし、医学研究科博士課程については原則2年間を上限として在学年数に算入することがある。
 - 5 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

6 第4項に定めるもののほか、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において授業科目を履修し取得した単位を、研究科における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

7 第3項から前項の規定により履修した科目について修得した単位は、研究科の定めるところにより、研究科における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

8 他の大学院の授業科目履修に関する細目は、各研究科において定める。

第8条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 前項及び前条第7項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位のうち、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて20単位を超えないものとする。

4 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第8条の3 研究科において教育上特別の必要があるときは、各研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第8条の4 研究科において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第9条 教育職員免許法第5条第1項別表第1の定めによる中学校教諭の専修免許状又は高等学校教諭の専修免許状授与申請に必要な単位の修得については、別に定める。

第6節 課程修了の認定

第10条 各授業科目履修の認定は、筆答又は口頭試問あるいは研究報告等により、学期〔前期・後期〕末又は学年末に、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

第11条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の2種とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により、次の試験期に受験することができる。

第12条 （削除）

第13条 博士又は修士の学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

第7節 学位

第14条 本大学院の各研究科において各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、その課程に応じ次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	医科学専攻	修士（医科学） 修士（公衆衛生学）
	博士課程	医学専攻	博士（医学）
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	修士（スポーツ健康科学）
	博士後期課程		博士（スポーツ健康科学）
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	修士（看護学）
	博士後期課程		博士（看護学）
保健医療学研究科	博士前期課程	理学療法学専攻	修士（理学療法学）

		診療放射線学専攻	修士（診療放射線学）
	博士後期課程	理学療法学専攻	博士（理学療法学）
		診療放射線学専攻	博士（診療放射線学）
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻	修士（国際教養学）
	博士後期課程		博士（国際教養学）
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	健康データサイエンス専攻	修士（健康データサイエンス学）
	博士後期課程		博士（健康データサイエンス学）
医療科学研究科	修士課程	臨床検査学専攻	修士（臨床検査学）
		臨床工学専攻	修士（臨床工学）
薬学研究科	博士課程	薬学専攻	博士（薬学）

第15条 前条の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し同様に広い学識を有することを試問により各研究科委員会において確認された者に対しても、博士の学位を授与することができる。

第16条 学位に関する必要事項は、別に定める。

第8節 入学、休学、復学、退学、除籍、転学及び賞罰

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

第18条 医学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 医学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 3 スポーツ健康科学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 4 スポーツ健康科学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則第156条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりである。
 - ア 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - イ 文部科学大臣の指定した者
 - ウ 本大学院が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 5 医療看護学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者と

- する。
- (1) 学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（看護学又は保健学）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者
- 6 医療看護学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で24歳に達した者
- 7 保健医療学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学に関連する分野を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者
- 8 保健医療学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により修士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で24歳に達した者
- 9 国際教養学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で、22歳に達したもの
- 10 国際教養学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で、24歳に達したもの

- 11 健康データサイエンス研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 12 健康データサイエンス研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 13 医療科学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 14 薬学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の6年制の薬学、医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
 - (2) 薬学系（薬科学、創薬科学）の修士課程又は理学系、工学系、農学系、人文社会科学系等の大学院修士課程を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 第19条 学長は、入学志願者に対しては、学力試験等を行い、選考の上、研究科委員会の意見を聞いた上で、入学を許可する。
- 2 前項の選抜方法時期等については、その都度定める。
- 第20条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第9節に定める学費を納めなければならない。この手続きを行わないときは、入学許可を取り消すことがある。
- 第20条の2 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第30条に定める学費及び手数料の納入責任を連帯して引き受けるものとする。
- 2 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。
- 第21条 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合は、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合は、当該学期又は学年の終りまで休学することができる。
- 第22条 休学期間が満了した場合、又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。
- 第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、更に1年以内を限って、その期間を延長することができる。休学期間は、在学年数に算入しない。
- 第24条 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。
- 第25条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- (3) 第6条による在学年限を超えた者
- (4) 第23条による休学期間を超え、(3)項の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第27条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その事由を具し、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第28条 他の大学の大学院学生が、本大学院に転学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、転学願を提出しなければならない。

2 前項の場合は、欠員あるときに限り、選考の上許可することがある。

第29条 病気による休学、復学又は退学の願い出の際は、原則として、本学教員（医師）の作成した診断書を添付しなければならない。

第29条の2 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第29条の3 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第29条の4 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第9節 学費及び手数料

第30条 学生は、授業料を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日までに半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 本大学院における学費及び手数料は、次のとおりとする。

区分	医学研究科	スポーツ健康科学研究科	医療看護学研究科	保健医療学研究科	国際教養学研究科	健康データサイエンス研究科	医療科学研究科	薬学研究科	備考
1 入学検定料	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
2 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
3 授業料	425,000円	575,000円	575,000円	575,000円	575,000円	575,000円	575,000円	425,000円	年額。事情により減免する。医学研究科医科学専攻修士課程データサイエンスコースは、1,075,000円とする。スポーツ健康科学研究科博士前期課程スポー

									ツ健康科学専攻1年制コースは、850,000円とする。
4 施設設備費	150,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	150,000円	年額。スポーツ健康科学研究科博士前期課程スポーツ健康科学専攻1年制コースは、25,000円とする。
5 論文審査料	200,000円	200,000円	200,000円	—	—	—	—	—	第15条該当論文の審査料
6 諸証明手数料	別に定める								

3 第1項の規定にかかわらず、学長が第6条第6項に基づき学年の始期及び終期を変更した場合は、納入時期を必要に応じて適宜変更することができる。

4 入学年度の授業料については、第1項及び第3項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納めることができる。

第10節 特別聴講学生（大学院）、科目等履修生、特別研究学生（大学院）及び外国学生

第31条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生（大学院）として許可することがある。

2 特別聴講学生（大学院）については、聴講登録料は徴収しない。

3 特別聴講学生（大学院）は、次の聴講料を前納しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

(1) 講義・演習科目は、1単位につき 金3,000円

(2) 実習・実技科目は、1単位につき 金8,000円

4 特別聴講学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第32条 医学研究科修士課程若しくは博士課程、スポーツ健康科学研究科博士前期課程、医療看護学研究科博士前期課程、保健医療学研究科博士前期課程、国際教養学研究科修士課程、健康データサイエンス研究科、医療科学研究科修士課程及び薬学研究科の授業科目中、一科目又は数科目を選んで単位修得（但し、年間15単位を限度とする。）を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は次のとおり入学検定料、入学金及び授業料を前納しなければならない。但し、本学学部在生は全額免除とする。

(1) 入学検定料 出願時に 金30,000円

(2) 入学金 入学時に 金50,000円（但し、本学卒業生は半額免除）

(3) 授業料 1単位につき 金20,000円

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第33条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別研究学生（大学院）として許可することがある。

2 特別研究学生（大学院）は所定の授業料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学

又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別研究学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第33条の2 外国人で第19条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該研究科の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することがある。

2 前条の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

3 第20条及び第30条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する外国学生については、第30条に定める入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費を徴収しない。

第11節 教員組織

第34条 研究科における授業及び指導は、本大学院の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

ただし、必要に応じ名誉教授、特任教授、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を委嘱することができる。

第12節 運営組織

第35条 本大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を、研究科に属する学事管理を行うため、それぞれに研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第36条 大学院委員会は、学長、研究科長及び研究科委員若干名をもって組織する。

第37条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

(1) 本大学院の組織運営に関する事項

(2) 学長からの諮問事項

(3) その他本大学院に関する重要事項

第38条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の主科目を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会の議を経て、他の教授を特に加えることができる。

第39条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 入学・休学・復学・退学・除籍・転学及び賞罰に関する事項

(2) 試験に関する事項

(3) 学位論文審査に関する事項

(4) 学科課程に関する事項

(5) その他研究科の学事に関する事項

第40条 研究科長は研究科委員会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第41条 本節に定める事項の細目については、別に定める。

第13節 学則の改廃

第42条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、順天堂大学学則を準用する。
- 2 この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める健康データサイエンス研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	健康データサイエンス研究科	
	博士前期課程 健康データサイエンス専攻	博士後期課程 健康データサイエンス専攻
令和7年度	20名	6名
令和8年度		12名

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医療科学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医療科学研究科

	修士課程 臨床検査学専攻	修士課程 臨床工学専攻
令和8年度	5名	5名

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める薬学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

薬学研究科

	博士課程 薬学専攻
令和8年度	5名
令和9年度	10名
令和10年度	15名

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める国際教養学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学研究科

博士後期課程 国際教養学専攻

令和8年度	3名
令和9年度	6名

○ 順天堂大学大学院健康データサイエンス研究科規程

制定：令和7年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、健康データサイエンス研究科（以下「研究科」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 研究科では、学是である「仁」の精神に基づき、データサイエンスの深くかつ広範な専門的知識と専門的技術を備え、国際社会や地域社会における健康・医療・サイバーセキュリティ分野を含む諸課題の解決のためデータサイエンスを実践的且つ応用的に活用することができる高度情報専門職者及び教育者・研究者の養成を目的とする。

(1) 博士前期課程では、高い倫理観を有し、データサイエンスの高度な理論と技術に基づいて、国際社会や地域社会における医療・健康・スポーツ・サイバーセキュリティを含む諸課題を主体的に発見し、国や地域、産学の垣根を越えて他者と協議し、その解決に向けて貢献することのできる高度情報専門職者を育成する。

(2) 博士後期課程では、国際社会や地域社会へ貢献する高い意識に基づき、データサイエンスをより深く探究し、創造的に活用することで新たな社会価値を創出するとともに、国際社会を牽引し高度情報専門人材と学術的進展に寄与することができる教育者・研究者を育成する。

(入学試験等)

第2条 入学試験の選抜方法及び時期については、健康データサイエンス研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において定め、あらかじめ発表する。

(入学手続等)

第3条 入学を許可された者の行う入学手続の細目は、研究科委員会において定める。

(領域、授業科目等及び履修方法)

第4条 研究科における領域及び授業科目は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 授業科目の履修は、単位制による。1単位とは、半年間15週を標準として、講義及び演習については毎週1時間の学習・研究を行うことをいう。

3 学生は、入学後2週間以内に、専攻する分野一つを定め、その研究指導教員の指導を受けて、研究方針及び選択する授業科目を決定し、別に定める様式をもって健康データサイエンス研究科長（以下「研究科長」という。）に届けなければならない。

4 研究指導教員は、学生が履修した科目の単位認定を、各授業科目担当教員の報告に基づき実施し、認定単位数及びその成績を別に定める様式により研究科長に報告しなければならない。

5 試験は、授業の完了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目担当教員は、平素の成績又は報告書をもって試験に代えることができる。

(学期等)

第5条 学年の始期及び終期は大学院学則第6条第6項により定められるところによる。

2 学年を2学期に分ける。なお、各学期の始期及び終期は大学院学則第6条第7項により定められるところによる。

3 定期休業日及び臨時休業日については、本学学則の規定を準用する。

(学位論文等学位審査)

第6条 本学において授与する学位の種類、論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験の方法その他学位に関する事項は、本学学位規程による。

(再入学)

第7条 大学院学則第25条の規定により退学を許可された者が、再入学を希望して申請するときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

(休学中の学費の減免)

第8条 大学院学則第21条又は第24条の規定により、休学を許可され、あるいは命じられた期間の授業料、施設設備費については、本人からの願い出により、研究科委員会の審議を経て、学長において減免することがある。

(諸証明手数料)

第9条 諸証明手数料については、別に定める本学証明書等交付手数料規程を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経、理事会の承認を得て、健康データサイエンス研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

【別表1】博士前期課程

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			摘要
			必修	選択	講義	演習	実習	
基盤科目	統計学基礎	1前		2	○			
	人工知能概論	1前		2	○			
	バイオメカニクス概論	1前		2	○			
	データサイエンティストのための健康・医学概論	1前		2	○			
	学術英語方法論	1前	1		○			
	セキュリティガバナンス概論	1前	1		○			
	研究倫理（技術倫理を含む）	1前	1		○			

専門科目	専門基礎科目	統計学特論	1後		2	○		
		生物統計学特論	1後					
		人工知能特論	1前		2	○		
		ネットワークセキュリティ特論	1後					
		医療DX・AI特論	1後					
		医療情報特論	1前		2	○		
	データアナリティクス・コンピュータサイエンス	ポピュレーションヘルスサイエンス	1前		2	○		
		多変量統計解析特論	1後		2	○		
		遺伝子と多様性のデータサイエンス特論	1後		2	○		
		疫学特論	2前		2	○		
		応用数理特論	1前		2	○		
		計算科学特論	1前		2	○		
		情報可視化特論	2前		2	○		
		分散大規模データ処理特論	2前		2	○		
		高性能データ処理特論	2後		2	○		
		IoTセキュリティ対策特論	2前		2	○		
	サイバーセキュリティ特論	2後		2	○			
	域科目	データサイエンティストのための健康・医学特論	1後		2	○		
バイオメカニクス特論		1後		2	○			
臨床倫理データサイエンス特論		1前		2	○			
臨床医療判断特論		2前		2	○			
医療経済・医療政策データサイエンス特論		1前		2	○			
画像解析・画像AI特論		1後		2	○			
医療DX・AI演習		2前		1		○		
導研究 科目 指	健康データサイエンス特別研究1	1通	4			○		
	健康データサイエンス特別研究2	2通	4			○		

履修方法

必修科目11単位、基盤科目選択科目から4単位以上、専門科目専門基礎科目6科目から2科目4単位以上、専門科目選択科目から11単位以上を履修すること。

【別表2】博士後期課程

科目区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			摘要
			必修	選択	講義	演習	実習	
基盤 科目	統計学特講	1前		2	○			
	人工知能特講	1前		2	○			
	健康医療情報学特講	1前		2	○			
専門 科目	データアナリティクス特講1	1前		2	○			
	データアナリティクス特講2	1後		2	○			
	データアナリティクス特別演習1	2前		1		○		
	データアナリティクス特別演習2	2後		1		○		
	コンピュータサイエンス特講1	1前		2	○			
	コンピュータサイエンス特講2	1後		2	○			
	コンピュータサイエンス特別演習1	2前		1		○		
	コンピュータサイエンス特別演習2	2後		1		○		
	ヘルスデータサイエンス特講1	1前		2	○			
	ヘルスデータサイエンス特講2	1後		2	○			
	ヘルスデータサイエンス特別演習1	2前		1		○		
	ヘルスデータサイエンス特別演習2	2後		1		○		
科 研 目 指 導	健康データサイエンス特別研究1	1通	4			○		
	健康データサイエンス特別研究2	2通	4			○		
	健康データサイエンス特別研究3	3通	4			○		

履修方法

必修科目12単位、基盤科目選択科目から2単位以上、専門科目選択科目より6単位以上を履修すること。

○ 順天堂大学学位規程

改正：令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに順天堂大学（以下「本学」という。）学則第5条及び順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第16条の規定に基づき、本学において授与する学位、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の各学部において、学則各学部規定に定める基準に合格した者に対し、次の学位を授与する。

医学部	学士（医学）
スポーツ健康科学部	学士（スポーツ健康科学）
医療看護学部	学士（看護学）
保健看護学部	学士（看護学）
国際教養学部	学士（国際教養学）
保健医療学部	学士（理学療法学、放射線技術学）
医療科学部	学士（臨床検査学、臨床工学）
健康データサイエンス学部	学士（健康データサイエンス学）
薬学部	学士（薬学）

2 本大学院の各研究科において、各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、その課程に応じ、次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	修士（医科学）	修士（公衆衛生学）
	博士課程	博士（医学）	
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士（スポーツ健康科学）	
	博士後期課程	博士（スポーツ健康科学）	
医療看護学研究科	博士前期課程	修士（看護学）	
	博士後期課程	博士（看護学）	
保健医療学研究科	博士前期課程	修士（理学療法学）	修士（診療放射線学）
	博士後期課程	博士（理学療法学）	博士（診療放射線学）
国際教養学研究科	修士課程	修士（国際教養学）	

健康データサイエンス研究科	博士前期課程	修士（健康データサイエンス学）	修士（臨床工学）
	博士後期課程	博士（健康データサイエンス学）	
医療科学研究科	修士課程	修士（臨床検査学）	
薬学研究科	博士課程	博士（薬学）	

3 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ前項の課程による所定の専攻科目について所定の単位以上を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者に、各研究科に係る博士の学位を授与する。

（博士課程・博士後期課程における学位論文の提出）

第4条 医学研究科又は薬学研究科に3年以上在学し、所定の専攻科目について医学研究科は30単位以上、薬学研究科は32単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

2 スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科、健康データサイエンス研究科又は国際教養学研究科博士後期課程に2年以上在学し、所定の専攻科目についてスポーツ健康科学研究科及び保健医療学研究科は10単位以上、医療看護学研究科及び国際教養学研究科は18単位以上、健康データサイエンス研究科は20単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

3 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

4 学位論文は、論文審査願に論文目録、論文要旨及び履歴書を添えて、各研究科長に提出するものとする。

5 学位論文は、原則として1篇とする。この場合、Ⅰ報、Ⅱ報等のように分けて掲載されたものを併せて提出することができる。また、参考として他の論文を添付することができる。

（修士課程及び博士前期課程による者の学位論文の提出）

第5条 学位論文は、論文審査願に論文要旨を添えて、各研究科長に提出するものとする。

2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

（学位論文の返付）

第6条 一旦受理した学位論文は、いかなる事由があっても返付しない。

（学位論文の審査）

第7条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会に、その審査を付託するものとする。

（審査委員）

第8条 研究科委員会は、学位論文ごとに研究科委員会委員から学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）3人以上を定める。

2 審査委員には、必要に応じ、前項に定める者のほか、研究科委員会委員以外の本学大学院専任教員、又は他の大学の大学院、若しくは研究所等の教員等をあてることができる。

（審査委員の職責）

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。ただし、論文審査の結果、著しく不備なる場合には、最終試験を行わないことがある。

(最終試験)

第10条 本大学院の課程による者の最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、当該学年末までに終了しなければならない。ただし、博士論文の場合は、1年以内とすることができる。

(審査委員の報告)

第12条 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験の成績を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第13条 研究科委員会は前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会委員（海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 前項の議決は、無記名投票により行う。

4 研究科委員会は、必要に応じ、第8条第2項の規定により委嘱した審査委員を出席させ、その意見を徴することができる。

(研究科長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決を行ったときは、研究科長は学位論文に論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を添えて、学長に報告しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請及び受理)

第15条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書、研究歴証明書及び別に定める論文審査料を添え、学長に提出するものとする。

2 本大学院の博士課程を単位取得後退学した者が再入学しないで博士論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。但し、単位取得後退学後3年以内に論文を提出しようとするときは論文審査料を納付することを要しない。

3 学位論文の受理は、各研究科委員会に付託し、その議に従って学長が決定する。

(課程を経ない者の論文審査)

第16条 受理された学位論文の審査、試験及び試問等は、各研究科委員会に付託するものとする。

(課程を経ない者の試験)

第17条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(課程を経ない者の試問)

第18条 第3条第3項に規定する試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、各研究科委員会において特別の理由があると認めた場合を除き、英語を課するものとする。ただし、英語を母国語としない外国人については英語又は日本語を、英語を母国語とする外国人については日本語をそれぞれ課すものとする。

2 前項の試問は、第8条に定める審査委員が行う。

3 課程を経ない者が論文提出の前に各研究科委員会が行う外国語試験に合格している場合は、本条第1項の試験のうち、その外国語に関する試問を免除することができる。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第19条 第3条第3項による学位授与の申請、審査及び試験に関しては、第4条第4項、第6条、第8条、第9条及び第11条から第14条までの規定を準用する。

2 本条の準用規定において、「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

3 試験又は試問を経ないで、学位を授与できない者と決定したときは、第14条の規定にかかわらず、試験の成績又は試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第20条 学長は第14条の報告に基づいて、第3条第2項による者については、課程の修了の可否を、第3条第3項による者については、その論文の可否を決定し、学位を授与すべき者に所定の学位記を交付し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第21条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、3月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を「順天堂大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」に登録し公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をリポジトリに登録し公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経た後、研究科長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により公表する場合は、その学位論文に「順天堂大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは次の通り明記する。

- 修士（医科学）（順天堂大学）
- 修士（公衆衛生学）（順天堂大学）
- 修士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）
- 修士（看護学）（順天堂大学）
- 修士（理学療法学）（順天堂大学）
- 修士（診療放射線学）（順天堂大学）

修士（国際教養学）（順天堂大学）
修士（健康データサイエンス学）（順天堂大学）
修士（臨床検査学）（順天堂大学）
修士（臨床工学）（順天堂大学）
博士（医学）（順天堂大学）
博士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）
博士（看護学）（順天堂大学）
博士（理学療法学）（順天堂大学）
博士（診療放射線学）（順天堂大学）
博士（国際教養学）（順天堂大学）
博士（健康データサイエンス学）（順天堂大学）
博士（薬学）（順天堂大学）

（学位の取消）

第24条 本学の博士又は修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は研究科委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- 2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第13条第2項の規定を準用する。

（学位記及び書類）

第25条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別に定める。

（規程の改廃）

第26条 この規程の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会、又は関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和32年7月4日付、校大第173号をもって文部大臣認可の順天堂医科大学学位規程は、昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、昭和36年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年1月1日から施行する。

2 第18条に定める試問の外国語については、従前の外国語2種類のうち、この規程の施行日以前の英語合格者については他の1種類を、英語を母国語としない外国人で日本語合格者については英語を、それぞれ免除するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学位規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世界医師会ヘルシンキ宣言 人間の参加者を含む医学研究のための倫理的原則

1964 年 6 月、フィンランド、ヘルシンキにおける第 18 回 WMA 総会で採択
1975 年 10 月、日本、東京における第 29 回 WMA 総会で改訂
1983 年 10 月、イタリア、ベニスにおける第 35 回 WMA 総会で改訂
1989 年 9 月、香港、九龍における第 41 回 WMA 総会で改訂
1996 年 10 月、南アフリカ、サマーセットウェストにおける第 48 回 WMA 総会で改訂
2000 年 10 月、スコットランド、エジンバラにおける第 52 回 WMA 総会で改訂
2002 年 10 月、米国、ワシントン DC における第 53 回 WMA 総会で改訂（注釈追加）
2004 年 10 月、日本、東京における第 55 回 WMA 総会で改訂（注釈追加）
2008 年 10 月、韓国、ソウルにおける第 59 回 WMA 総会で改訂
2013 年 10 月、ブラジル、フォルタレザにおける第 64 回 WMA 総会で改訂
2024 年 10 月、フィンランド、ヘルシンキにおける第 75 回 WMA 総会で改訂

序文

1. 世界医師会（WMA）は、本人を特定できるヒトの試料またはデータを用いる研究を含む、人間の参加者を含む医学研究の倫理的原則の声明としてヘルシンキ宣言を策定した。

本宣言は全体として解釈されることを意図しており、宣言の各項は、他のすべての関連する項を考慮して適用されるべきである。

2. 本宣言は医師によって採択されたものであるが、WMA は、これらの原則が患者と健康なボランティアの両方を含むすべての研究参加者を尊重し、保護するための基本的なものであるため、医学研究に関わるすべての個人、チーム、組織によって支持されるべきであると考えている。

一般原則

3. WMA ジュネーブ宣言は、医師に対して「私の患者の健康とウェルビーイングを私の第一に考慮すべきものとする」という文言で示される義務を課しており、WMA 医の国際倫理綱領は、「医師は、患者の健康とウェルビーイングを最優先することを約束し、患者の最善の利益のためにケアを提供しなければならない」と宣言している。
4. 医学研究に参加する患者を含め、患者の健康、ウェルビーイング、権利を促進し保護することは医師の義務である。医師の知識と良心はこの義務の遂行に捧げられる。

5. 医学の進歩は、最終的には参加者を含まなければならない研究に基づいている。十分に実証された介入であっても、安全性、有効性、効率性、利用可能性および質に関する研究を通じて、継続的に評価されるべきである。
6. 人間の参加者を含む医学研究は、すべての参加者への尊重を高め保証し、かつ参加者の健康と権利を保護する倫理的基準に服する。

医学研究はさまざまな構造的不平等の状況下で行われるため、研究者は利益、リスク、負担がどのように配分されるかを慎重に検討すべきである。

医学研究への参加候補者および登録参加者とそうした人々が属するコミュニティとの有意義な関与は、医学研究の前、研究中、研究後に行われるべきである。研究者は、参加候補者および登録参加者とそのコミュニティが自らの優先事項や価値観を共有し、研究の設計、実施およびその他の関連活動に参加し、結果の理解と普及に関与できるようにすべきである。

7. 人間の参加者を含む医学研究の第一の目的は、疾病の原因、発症および影響を理解するための知識を生み出し、予防、診断および治療介入を改善し、最終的には個人の健康と公衆衛生を向上させることである。

これらの目的は、個々の研究参加者の権利および利益よりも優先されることがあってはならない。

8. 公衆衛生上の緊急事態においては、新たな知識や介入が緊急に必要とされる可能性がある一方で、そのような緊急事態の間においても、本宣言の倫理的原則を堅持することが重要である。
9. 研究参加者の生命、健康、尊厳、品位、自律性、プライバシーおよび個人情報の秘密を守ることは、医学研究に関与する医師の責務である。研究参加者を保護する責任は、たとえ研究参加者が同意していたとしても、常に医師や他の研究者が負うべきであり、決して研究参加者にあるとされてはならない。
10. 医師および他の研究者は、適用される国際的な規範および基準だけでなく、研究が発案された国および国々と研究が実施される国および国々における、人間の参加者を含む研究に関する倫理的、法的および規制上の規範ならびに基準を考慮しなければならない。いかなる国または国際的な倫理的、法的または規制上の要件も、本宣言に規定されている研究参加者に対するあらゆる保護を軽減あるいは排除してはならない。
11. 医学研究は、環境への害を回避または最小限に抑え、環境の持続可能性に努める方法で設計され実施されるべきである。

12. 人間の参加者を含む医学研究は、適切な倫理観と科学教育、訓練、および資格を有する個人によるのみ実施されなければならない。そうした研究は、有能で適切な資格を有する医師または他の研究者の監督を必要とする。

科学的誠実性は、人間の参加者を含む医学研究の実施において不可欠である。研究に関わる個人、チーム、組織は、研究の不正行為に決して関与してはならない。

13. 医学研究において十分に代表されていないグループには、研究参加への適切な機会が提供されるべきである。
14. 医学研究と医療を併せて行う医師は、その研究の潜在的な予防的、診断的、治療的価値によって正当化される範囲内でのみ、かつその研究への参加が研究参加者となる患者の健康に悪影響を及ぼさないと医師が確信する十分な理由がある場合に限り、患者を研究に参加させるべきである。

15. 研究参加の結果として被害を受けた参加者に対して、適切な補償と治療が保証されなければならない。

リスク・負担・利益

16. 医療行為および医療研究において、ほとんどの介入はリスクと負担が伴う。

人間の参加者を含む医学研究は、その目的の重要性が研究参加者のリスクと負担を上回る場合にのみ実施することができる。

17. 人間の参加者を含むすべての医学研究は、参加者の予見可能な利益および研究対象の病態から影響を受けるその他の個人またはグループに対する予見可能な利益と比較し、研究に含まれる個人およびグループに対する予測可能なリスクと負担を慎重に評価した上で行わなければならない。

リスクと負担を最小限に抑えるための対策が実施されなければならない。リスクと負担は研究者によって継続的に監視、評価、記録化されなければならない。

18. 医師および他の研究者は、リスクと負担が適切に評価され、十分に管理できると確信が持てない限り、人間の参加者を含む研究に従事することはできない。

リスクと負担が潜在的な利益を上回ることが判明した場合、または決定的な結果の確固たる証拠がある場合、医師および他の研究者は、研究を継続するか、変更するか、直ちに中止するかを評価しなければならない。

個人、グループ、コミュニティの脆弱性

19. 一部の個人、グループ、コミュニティは、恒常的または状況的かつ動的な要因により、研究参加者としてより脆弱な状況におかれている場合があり、そのため不当な扱いを受けたり、被害を受けたりするリスクがより高い場合がある。このような個人、グループ、コミュニティが特別な健康ニーズを抱えている場合、そうした人々を医学研究から除外することは、そうした人々の格差を永続させたり悪化させたりする可能性がある。それゆえに、研究からの除外による害を考慮し、研究に含めることによるあらゆる害と比較検討されなければならない。公正かつ責任のある態度で研究に含められるために、そうした人々は特別に考慮された支援と保護を受けるべきである。

20. 特に脆弱な状況にある個人、グループまたはコミュニティを対象とした医学研究は、その研究がそうした人々の健康ニーズと優先すべき状況に対応するものでありかつその個人、グループまたはコミュニティが結果として得られる知識、実践または介入から恩恵を受ける立場にある場合にのみ正当化される。研究者は、その研究がより脆弱性の低いグループまたはコミュニティでは実施できない場合、または特に脆弱な状況にある人々を除外するとそうした人々の格差が永続化または悪化する可能性がある場合に限り、そうした人々を研究対象に含めるべきである。

科学的要件と研究計画書

21. 人間の参加者を含む医学研究は、信頼性が高く、有効で価値ある知識を生み出す可能性が高く、研究の無駄を回避するような、科学的に健全で厳密な設計と実施がなされなければならない。その研究は、一般に受け入れられている科学的原則に準拠し、科学文献やその他関連する情報源、適切な研究室での実験、および必要に応じた動物実験による十分な知識に基づいていなければならない。

研究に使用される動物の福祉は尊重されなければならない。

22. 人間の参加者を含むすべての医学研究の設計と実施は、研究計画書に明確に記述され、正当性が示されなければならない。

研究計画書は関連する倫理的配慮を示した旨の記述を含むべきであり、本宣言の原則がどのように扱われているかを示すべきである。研究計画書は、研究の目的、方法、予想される利益と潜在的なリスクや負担、研究者の資格、資金源、潜在的な利益相反、プライバシーと秘密を守るための措置、参加者へのインセンティブ、参加の結果として被害を受けた参加者の治療および／または補償に関する措置、および研究のその他の関連する側面に関する情報を含めるべきである。

臨床試験では、研究計画書にいかなる試験終了後の措置についても記載しなければならない。

研究倫理委員会

23. 研究計画書は、研究開始前に、審議、コメント、指導、承認を得るために、関係する研究倫理委員会に提出されなければならない。この委員会は、その機能において透明性を持ち、研究者、スポンサー、またはその他からの不適切な影響に抵抗する独立性と権限を有していなければならない。委員会は、その任務を遂行するために十分な資源を持たなければならない、またそのメンバーとスタッフは、集団として、審査する各種の研究を効率的に評価するために十分な教育、訓練、資格および多様性を備えていなければならない。

委員会は、現地の状況や背景に十分精通していなければならない、少なくとも 1 名の一般市民を含まなければならない。委員会は、研究が実施される国または国々の倫理的、法的、規制上の規範や基準、および適用される国際的な規範や基準を考慮しなければならないが、これらによって本宣言に規定されている研究参加者に対する保護が軽減または排除されることがあってはならない。国際的に共同研究が行われる場合、研究計画書は資金提供国と実施受入国の両方の研究倫理委員会によって承認されなければならない。

委員会は、進行中の研究を監視し、変更を勧告し、承認を撤回し、中断する権利を有しなければならない。監視が求められている場合、研究者は委員会および／または管轄のデータおよび安全性監視機関に情報を提供しなければならない、とりわけ重大な有害事象に関する情報について提供しなければならない。委員会の審議と承認なしに研究計画書を修正することはできない。研究終了後、研究者は調査結果と結論の要約を含む最終報告書を委員会に提出しなければならない。

プライバシーと秘密保持

24. 研究参加者のプライバシーと個人情報の秘密を守るために、あらゆる予防措置を講じなければならない。

自由意思に基づくインフォームド・コンセント

25. 自由意思に基づくインフォームド・コンセントは、個人の自律性を尊重するための不可欠な要素である。インフォームド・コンセントを与える能力のある個人による医学研究への参加は自発的でなければならない。家族やコミュニティの代表者に相談することが適切な場合もあるが、インフォームド・コンセントを与える能力のある個人は、本人の自由意思によって同意しない限り研究に参加登録することはできない。

26. インフォームド・コンセントを与える能力のある人間の参加者を含む医学研究では、各参加候補者は、研究の目的、方法、予想される利益と潜在的なリスクと負担、研究者の資格、資金源、潜在的な利益相反、プライバシーと秘密を守るための措置、参加者に対するインセンティブ、参加の結果として被害を受けた参加者の治療および／または補償の措置、およびその他の研究に関連する側面について、平易な言葉で十分に説明されなければならない。

参加候補者は、いつでも不利益な行為を受けることなく、研究への参加を拒否したり参加への同意を撤回したりする権利があることを知らされなければならない。

個々の参加候補者の特有の情報やコミュニケーションのニーズ、および情報提供のために使用される方法についても特別な配慮がされるべきである。

医師または他の有資格者は、参加候補者が情報を理解していることを確認した後、紙または電子的に正式に記録化された参加候補者の自由意思によるインフォームド・コンセントを求めなければならない。同意が紙または電子的に表現できない場合、書面によらない同意は正式に立会人の確認を受け、記録化されなければならない。

すべての医学研究参加者は、研究の全体的な成果と結果について知らされる選択肢が与えられるべきである。

27. 研究参加へのインフォームド・コンセントを求める際、医師または他の研究者は、参加候補者が自身と依存関係にある場合、または強制されて同意する可能性がある場合は特に注意を払わなければならない。こうした状況では、インフォームド・コンセントは、この関係から独立した適切な有資格者によって求められなければならない。

28. 自由意思に基づくインフォームド・コンセントを与える能力がない人間の参加者を含む医学研究においては、医師または他の有資格者は、参加候補者が表明した意向や価値観を考慮して、法的に権限を与えられた代理人にインフォームド・コンセントを求めなければならない。

自由意思に基づくインフォームド・コンセントを与える能力がない人々は、特に脆弱な状況にあり、相応の保護を受ける権利がある。特に脆弱な人々に対する保護を受けることに加え、同意を与える能力がない人々は、研究がそうした人々に個人的な利益をもたらす可能性がある場合または最小限のリスクと最小限の負担しか伴わない場合に限り、研究に含まれなければならない。

29. 自由意思に基づくインフォームド・コンセントを与える能力がない参加候補者が、研究への参加に関する決定に賛意を与えることができる場合、医師または他の有資格者は、参加候補者が表明した意向や価値観を考慮し、法的権限のある代理人の同意に加えて、その賛意を求めなければならない。参加候補者の不賛意は尊重されるべきである。

30. 身体的または精神的に同意を与える能力がない参加者（例えば意識不明の患者）を含む研究は、インフォームド・コンセントを与えることを妨げる身体的または精神的状態が研究グループの必須の特性である場合に限り行うことができる。このような状況では、医師または他の有資格者は、法的に権限を与えられた代理人からインフォームド・コンセントを求めなければならない。そのような代理人がいない場合でしかも研究を延期できない場合、インフォームド・コンセントを与えることができない状態にある参加者を含める具体的な理由が研究計画書に記載され、その研究が研究倫理委員会によって承認されていることを条件として、その研究はインフォームド・コンセントなしに進めることができる。

研究に参加し続けることに対する自由意思に基づくインフォームド・コンセントは、法的に権限を与えられた代理人から、または同意を与える能力が回復した場合は参加者から、できる限り早く取得しなければならない。

31. 医師または他の研究者は、参加候補者に自身が受けているケアのどの側面が研究に関係しているかを十分に伝えなければならない。患者の研究への参加拒否または研究からの離脱の決定が、患者と医師の関係や標準的なケアの提供に決して悪影響を及ぼしてはならない。
32. 医師または他の有資格者は、生物学的試料および個人識別可能または再識別可能なデータの収集、処理、保管、および予見可能な二次利用について、研究参加者から自由意思に基づくインフォームド・コンセントを得なければならない。複数かつ無期限の使用を目的とした研究参加者からのデータまたは生物学的試料のいかなる収集および保管も、個人の権利およびガバナンスの原則を含む WMA 台北宣言に定められた要件に準拠すべきである。研究倫理委員会は、このようなデータベースおよびバイオバンクの設立を承認し、継続的な使用を監視しなければならない。

同意を得ることが不可能または実行困難な場合、保管されたデータまたは生物学的試料に関する二次研究は、研究倫理委員会の審議と承認を得た後に限り行うことができる。

プラセボの使用

33. 新たな介入の利益、リスク、負担、および有効性は、これまで最善と実証されてきた介入の利益、リスク、負担、および有効性と比較して検証されなければならない。ただし、以下の状況の場合を除く。
- 実証された介入が存在せず、プラセボの使用または介入しないことが許容される場合、あるいは、
 - 説得力があり科学的に健全な方法論上の理由により、最善と実証されてきた介入以外の介入、プラセボの使用、または介入しないことが、ある介入の有効性または安全性を判断するために必要な場合で、かつ最善と実証されてきた介入以外の介入、プラセボの使用、または介入しないこととなる参加者が、最善と実証されてきた介入を受けなかった結果として重篤または回復不能な被害を受ける追加のリスクにさらされない場合。

この選択肢の乱用を避けるため、細心の注意が払われなければならない。

試験終了後の措置

34. 臨床試験に先立ち、資金提供者と研究者は、試験において有益かつ合理的に安全であると確認された介入をまだ必要とするすべての参加者に対して、資金提供者と研究者自身、医療制度、または政府が提供する試験終了後の措置を手配しなければならない。この要件の例外は、研究倫理委員会の承認を得なければならない。試験終了後の措置に関する具体的な情報は、インフォームド・コンセントの一部として参加者に開示されなければならない。

研究登録、公表および結果の普及

35. 人間の参加者を含む医学研究は、最初の参加者を募集する前に、一般にアクセス可能なデータベースに登録されなければならない。
36. 研究者、著者、資金提供者、編集者、出版社はすべて、研究結果の公表と普及に関して倫理的義務を負う。研究者は、人間の参加者が関与する自身の研究結果を公表する義務があり、自身の報告の適時性、完全性、正確性に責任を負う。すべての関係者は、倫理的な報告に関する一般に認められたガイドラインを遵守すべきである。肯定的な結果だけでなく、否定的な結果や結論が出ていない結果についても、公表またはその他の方法で一般に入手できるようにしなければならない。資金源、所属機関、利益相反は、公表の際に明示されなければならない。本宣言の原則に反する研究報告は、公表のために受理されるべきではない。臨床実践における実証されていない介入

37. すでに承認されている選択肢が不適切または効果がなく、また臨床試験への登録が不可能なため、実証されていない介入が個々の患者の健康を回復させたり苦痛を和らげたりする試みとして行われる場合、それは、その後に安全性と有効性を評価するために設計された研究の対象とされるべきである。こうした介入に参加する医師は、まず専門家の助言を求め、起こりうるリスク、負担、利益を衡量したうえで、インフォームド・コンセントを得なければならない。また、適切な場合にはデータを記録し共有して、臨床試験に支障をきたさないようにしなければならない。これらの介入は、決して本宣言に定められた研究参加者の保護を回避するために行われることがあってはならない。

【出典】 日本医師会webページ <https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>

○順天堂大学動物実験等管理規則

平成20年8月1日
規第平20—1号
令和2年12月1日
改正 令和7年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年日本学術会議作成。以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保を図る観点から、順天堂大学（以下「大学」という。）における動物実験等を適正に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 大学における動物実験等の実施（大学以外の機関等に委託等して実施する場合を含む。）については、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針及び「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施は、動物愛護法及び飼養保管基準に従って、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づくものとし、学長の承認を得て、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を大学の教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を飼養（飼育）、保管又は動物実験等を行う施設・設備

をいう。

- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養、保管又は大学の施設等に導入するために輸送（大学の施設等間の移動を含む。）している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等に従事するすべての者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち本学の教員で、動物実験計画の立案及び動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 施設管理者 実験動物及び施設等の管理を統括する者であって、当該施設等を管理する部門長又は学長が指名する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 施設等において施設管理者を補佐し、実験動物を管理する者であって、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、施設管理者が指名する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 部門 動物実験等を行う学部、大学院研究科をいう。
- (13) 部門長 前号の部門の長をいう。
- (14) 管理者等 施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (15) 法令等 動物愛護法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他動物実験等に関して行政機関の定める法令等をいう。

（適用範囲）

第4条 この規程は、大学において実施される実験動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を大学以外の機関等に委託等する場合、委託先においても法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（学長の責務）

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 動物実験計画を承認すること。
- (2) 動物実験計画の実施の結果を把握すること。
- (3) 動物実験計画書、動物実験の履行結果及び次条第1項に定める順天堂大学動物実験等全学委員会の議事録等を保存すること。
- (4) 施設等の設置及び変更を承認すること。

- (5) その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じること。
- 2 学長は、前項第1号から第4号に定める事項を、部門長等に委任することができる。
(動物実験等全学委員会等の設置)
- 第6条 学長は、順天堂大学バイオサイエンス安全管理規程第5条の定めに基づき、動物実験等を適正に行うため、順天堂大学動物実験等全学委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。
- 2 部門長は、原則として、動物実験等部門委員会（以下「部門委員会」という。）を置く。ただし、当該部門において部門委員会を設置することが困難な場合には、他の部門に設置された部門委員会をもってこれに代えることができる。
(全学委員会)
- 第7条 全学委員会は、動物実験等に係る次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。
- (1) この規程及び順天堂大学動物実験等部門委員会規程（以下「部門委員会規程」という。）等の運用に関すること。
- (2) 動物実験計画及び施設等の設置に関して、法律等、この規程及び部門委員会規程への適合性の判断について要請のあったこと。
- (3) 部門長から学長に対して行われた動物実験等の実施状況に関する報告について、法律及び規程等への適合性に関すること。
- (4) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
- (5) 動物実験等における施設等及び実験動物の飼養保管に関する基本的なこと。
- (6) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関する基本的なこと。
- (7) その他適正な動物実験等の実施に関する重要なこと。
- 2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 部門委員会を設置している部門長
- (2) 部門委員会委員長
- (3) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めた者
- 3 全学委員会に委員長を置き、大学院医学研究科長をもって充てる。
- 4 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 6 委員長は、全学委員会の審議結果を学長に報告するものとする。
- 7 全学委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 全学委員会は、必要に応じて持ち回り又は書面により開催することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、全学委員会の運営に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

(部門委員会の組織)

第8条 部門委員会の組織については別に定める。

(飼養保管施設の設置)

第9条 施設管理者は、飼養保管施設を設置又は変更する場合には、飼養保管施設（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき、全学委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。

3 管理者等は、前項により承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養、保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第10条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種・系統や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床及び内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 当該飼養保管施設に専任の実験動物管理者が置かれていること。
- (7) 当該飼養保管施設を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合には、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。
- (8) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が飼養保管施設に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(実験室の設置)

第11条 施設管理者は、実験室を設置又は変更する場合には、実験室（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき、委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。

3 管理者等は、前項により承認を得た実験室でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験室の要件)

第12条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 当該実験室を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあっては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。
- (5) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験室に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 施設管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第14条 施設管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

- 2 施設管理者は、前項の場合、必要に応じて動物実験責任者及び実験動物管理者と協力し、飼養中又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(マニュアル(標準操作手順書)の作成と周知)

第15条 施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管基準に基づき、飼養及び保管のマニュアル(標準操作手順書)を作成し、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の導入)

第16条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、法令等及びこの規程に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて、適切な検疫及び隔離飼育等を行うものとする。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養保管環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(記録管理の適正化及び報告)

第17条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備し、保存するものとする。

- 2 実験動物管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めるものとする。
- 3 実験動物管理者は、前項の記録に関し統計を行い、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第18条 実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養又は保管の方法及び感染性疾病等の履歴に関する情報を譲渡先に提供するものとする。

(輸送)

第19条 実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止及び輸送用ケージ・輸送箱等からの逸走防止に努めるものとする。

(危害等の防止)

第20条 施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び部門長又は学長へ連絡するものとする。

3 施設管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に係る予防に必要な措置を定めるとともに、万一発生した場合には速やかに必要な措置を講じるものとする。

4 施設管理者は、有毒動物の飼養又は保管に当たって、飼養保管基準に基づき人への危害の発生の防止のため、必要な事項を別に定めるものとする。

5 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に係らない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第21条 施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置又は計画等をあらかじめ作成し、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者及びその他関係者に対して周知を図るものとする。

2 施設管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、施設管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(自己点検・評価等)

第23条 全学委員会は、第7条第1項第4号の定めに基づき動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を定期的に行い、必要に応じ管理者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

2 全学委員会は、必要に応じ自己点検・評価の結果について、学外の者に検証を求めることができる。

(情報公開)

第24条 全学委員会は、動物実験等に関する情報（学内関係規約等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に係る記録等）のうち必要な事項を毎年1回程度公表するものとする。

（特例措置）

第25条 動物実験実施者の所属する部門の組織規模等の事由により、当該部門でこの規程に定める事項を行うことができない場合において、当該部門長と他の動物実験等に関する部門長の協議を経て、学長が必要と認めたときは、当該動物実験実施者を他の動物実験等に関する部門の所属とみなし、この規程を適用することができるものとする。

（事務）

第26条 全学委員会に関する事務は、研究戦略推進センターが担当する。

（雑則）

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

2 この規程の改廃は、全学委員会の議を経て、理事長の承認を得て学長が行う

附 則

1 この規則に関する様式は別に定める。

2 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

3 「順天堂大学医学部動物実験に関する指針」（平成元年9月21日学第1—9—3号）及び「順天堂大学さくらキャンパス〔スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科・医学部（一般教育）〕における教育・研究のための動物実験に関する指針」（平成2年1月20日学第1—18—1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。